

# 第1回臨時会

平成18年7月24日に第1回臨時会が開かれました。

町の施設に指定管理者制度を導入するための条例制定や一部改正、補正予算など、6議案について審議が行われました。

指定管理者制度を導入することにより、

●多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応する。

●施設の管理に民間の能力やノウハウなどを幅広く活用する。

などが期待されます。

住民サービスの向上を図るとともに、経費削減を図ることを目的として、次の3議案が提案されました。

玉村町社会体育館条例の制定について

玉村町児童館条例の制定について

で、どのような経費削減になるのか。

**健康福祉課長** 大幅な削減は不可能かと思いますが、1人減らすことができれば、380万円程度削減できると思います。

**村田委員** スリム化が簡単にはいかない現状だが、今後のことを考え、ひとつひとつ改革を進めていく第一歩である。指定管理者制度を導入した場合の具体的な要員計画と財政計画を提示してほしい。

平成19年度から、指定管理者制度を導入し、管理運営を行わせるため、条例制定するもの。

2議案とも行財政改革特別委員会に付託され、審査を行った。

## 行財政改革特別委員会

・・・質疑・・・

**関口委員** 社会体育館を指定管理者に移行了した場合、職員の処遇はどうなるのか。

**健康福祉課長** 現在正職員は5人ですが、指定管理者への移行にあたり、1人減らしたいと考えています。

**関口委員** 1人減らすだけ

す。これから秋にかけて内容を詰めていきます。



社会体育館

NPOが手を挙げ、子育て関係の団体であるNPOの方がふさわしいとなった経緯があります。玉村町も、町内の団体をお願いできればと考えています。どこまで手を挙げてくれるかは不明です。

**宇津木委員** ベテランの所長クラスの正規職員を配置することが、児童館の運営において要だったのではないかと。行財政改革の云々より、子どもたちを最優先に考えるのが筋ではないか。

**子ども育成課長** 当初は、責任ある人材ということで所長クラスを配置し、運営してきました。しかし、児童館をはじめた頃からのベテラン嘱託職員がいますので、必ずしも所長クラスの職員がいなくても、児童館自体は運営できると思っています。

**町田委員** 館長を保育所に移す以外に方法はないのか。保育士の資格を持つているからということではなく、能力があれば、例えば一般職など、どこへ配置してもよいと思う。全体の人

**子ども育成課長** 藤岡市の例では、社会福祉協議会と

事を考えても人件費的にやり得になるという説明をしてほしい。

**町長** 玉村町が今後どのように行政を行っていくかという中で、指定管理者制度の導入や民営化を進めていきます。先日、児童館・保育所の保護者説明会をしたのは、一般の人にどれくらい理解していただいているのか、ということの把握もあります。保護者からの意見を聞きながら進めていきたいと思っています。

**中里委員** 第1条に、児童館が「個別的、集团的に指導することにより」とある。預かるというだけでなく、指導もお願いするということになる。館長の立場は教育的な立場で非常に大事である。小学校での教育内容など連携も大切である。条例案を作成する過程において、話し合いは行ったか。

**子ども育成課長** 特にそのような連携はありませんが、児童館の嘱託職員は保育士の資格を持っています。県下一斉に嘱託職員を集め、常日頃研修が行われ

ており、保育士の質の向上に努めています。第1条の条文にあることは、十分対応できる体制にあると考えています。



上陽児童館

委員の意見の中には、「経費節減が見えたらない」「要員計画がよくできていない」「利用者の利便性を考えると、もっと具体的な検討を要する。」というものや、「とりあえずこの形で始めていけばよい。」という賛成意見もありましたが、2議案とも全会一致で継続審査となりました。

玉村町立公園条例の一部改正について

平成19年度から指定管理者制度の導入を予定している玉村町立公園において、有料施設を有している公園があることから、指定管理者が行うことができる管理運営業務に「有料公園施設の利用許可及び利用料の收受等」の規定を追加するもの。

本会議での表決の結果、全会一致で可決しました。

9月定例会で「玉村町児童館条例の制定について」を撤回

「玉村町児童館条例の制定」については、9月定例会において町長から撤回請求があり、議会はこれを許可しました。

〔撤回理由〕

国をはじめ、学童保育をめぐる環境が少しずつ変化していることから、今後の町の児童館運営をどのように行うのがよいか、また子どもが安心して遊べる居場所づくりについても慎重に推進していかねばならないため撤回する、としています。



指定管理者制度導入が予定される北部公園

補正予算審議

平成18年度各会計の補正予算は、次のとおりとなりました。

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	85億9,664万円	7,590万円	86億7,254万円
老人保健特別会計	20億5,210万円	52万円	20億5,262万円

・・・質疑・・・

**問** 嘱託職員に対する退職手当支給の件で、その引当金が補正予算で計上されるとのことだが、平成17年度以前に退職した者に対しては、退職手当あるいはこれに準ずるようなものは支払わないのか。

**答** 基準日を平成18年4月1日とし、そこからデータとしてはつきり残っているものの5年間を対象にしました。その基準日に勤務していない方は、今のところ該当していません。

**問** 町民の税金で退職手当負担金を支払うということであるから、税金の使い道に関しては、町民が納得するように、よく説明すべきである。

**答** この責任は私にありません。課長から報告を受け、弁護士、県の担当課などと

十二分に話し合いをし、また本人と話し合いをした中で、今回の結論を出しました。ご了解していただきたいと思います。

異議があつたため、起立により表決を行った結果、賛成多数で可決しました。

その他

住民の皆さんの安心安全を守るため、水槽付消防ポンプ車の購入について可決しました。



住民の安心・安全を守ります

人事案件

固定資産評価審査委員会委員

内田 昌明氏 上茂木 昭和18年生